

各高齢者福祉施設長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

高齢者施設等での感染防止対策の徹底及び検査の実施について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、直近の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は前週比で 1 を超えるなど感染は拡大傾向にあり、引き続き、強い危機感を持って感染拡大防止のための取組を継続していく必要があります。

高齢者福祉施設等におかれましては、長期に渡って緊張感の続く中での業務が継続し、負担の大きい中ではありますが、年度替わりの新規入職、飲食の機会等、様々な人と人との接触が増加する機会もある中で、今一度、感染経路の遮断（手指消毒、マスクの着用、換気の徹底）、職員の日々の健康管理（体温測定、発熱等の症状がある場合の出勤停止）など、感染拡大防止のための取組を徹底いただきますようお願いいたします。〔別添①参照〕

また、感染拡大防止のためには、各種の検査を適時適切に受けることも重要ですので、別添資料〔別添②参照〕及び下記の点に御留意の上、検査の活用や検査実施への御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルスの感染を早期に発見し、高齢者施設等の事業の継続を支援するために「集中的実施計画」に基づき実施している高齢者施設等の従事者向け検査（3月末までを期間。全額公費の任意検査。）について、対象施設及び対象地域を拡大して、6月末までを期間とする検査を実施することとしています〔別添③参照〕。申し込み方法等、詳細は追ってお知らせいたしますので、あらかじめ活用の御検討をお願いいたします。

2 本県では、高齢者施設等において、①発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状のある入所者及び従事者に対する検査、②陽性者が発生した場合に当該施設の入所者及び従事者全員を原則対象とする検査、が速やかに実施されるよう、各健康福祉事務所に対して徹底を図っています。

各高齢者施設等におかれましては、本方針について御承知いただくとともに、健康福祉事務所から要請等があった場合には、迅速な検査の実施について御協力をいただきますようお願いいたします。

以上

高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当） 電話：078-341-7711（内線：2950、2951、2943） e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--